

障害支援区分とは？

「障害のある人が必要とする支援の度合いを総合的に示すもの」で、1～6段階に分けられています。
サービスの利用にあたり、障害支援区分の認定が必要な場合があります。

●障害支援区分の認定が必要なサービス：下表参照 ※着色箇所の区分認定があると当該サービスの利用が可能。

サービスの種類		障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訪問	居宅介護								
	重度訪問介護								
	同行援護								
	行動援護								
	重度障害者等包括支援								
日中活動	生活介護			★					
	療養介護						●	▲	
	短期入所								
施設	施設入所支援				★				
居宅	共同生活援助 (グループホーム)								

次の印が付いている区分は、条件を満たしている人が利用できます。

- ★ 50歳以上
- 進行性筋ジストロフィー症 または重症心身障害がある
- ▲ 人工呼吸器による呼吸管理をしている

上記以外にも利用要件や加算要件、経過措置等があります。

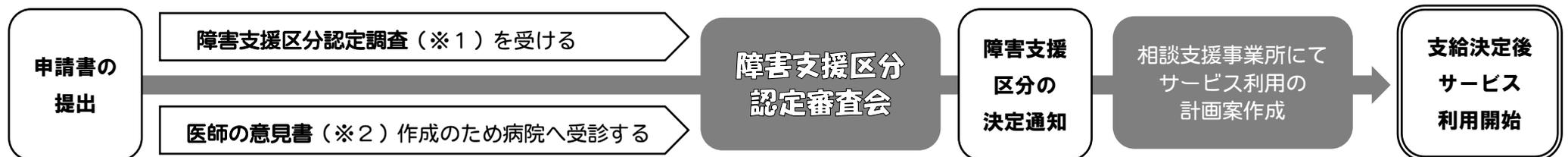
グループホームは原則、障害支援区分の認定を必要としないサービスになりますが、施設の支援体制によって認定が必要となる場合があります。

●障害支援区分の認定が不要なサービス：就労や訓練などの「訓練等給付費」

区分認定の手続きの流れ

区分認定を受けるためには、事前に申請が必要です。手続きの時期は裏面の表を参考にしてください。

※区分認定が必要なサービスをご利用予定の方は、申請前に相談支援専門員へ相談してください。



(※1) 障害支援区分認定調査：対象者に必要な支援の度合いを評価するために日常生活の様子を調査します。

調査日程は対象者本人と支援しているご家族の予定に合わせて実施します。

(※2) 医師の意見書

：支援の度合いを評価するために、かかりつけ医の意見書が必要です。

意見書の作成依頼は市から病院へ送ります。申請時にかかりつけ医と次回受診日の情報をお知らせください。